

堺市公告第25号

堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）第29条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、事業計画書及び説明会等計画書の提出があったので、同条例第31条の規定により公告するとともに、当該事業計画書等を下記の期間一般の縦覧に供する。

平成30年6月22日

堺市長 竹山修身

- 1 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
大阪府堺市西区築港新町4丁2番3号
株式会社DINS堺
代表取締役 下地 正勝
- 2 廃棄物処理施設の設置の場所
大阪府堺市西区築港新町4丁2番3及び4番4
- 3 廃棄物処理施設の種類
水銀使用製品産業廃棄物の処分の用に供する破碎施設
- 4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
ガラスくず 金属くず 廃プラスチック類
※水銀使用製品産業廃棄物である蛍光ランプを含む
- 5 廃棄物処理施設の処理能力
7.62t/日（11時間/日）
- 6 事業計画書等の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 高層館4階
環境局 環境保全部 環境対策課
 - (2) 期間
平成30年6月22日（金）から平成30年7月21日（土）まで
ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。
 - (3) 時間
午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで